

6月30日、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015ーローカルアベノミクスの実現に向けてー」が閣議決定された。安倍政権による「地方創生」とは、当初掲げられた増田レポートにある人口減少社会の到来をどのように防ぐのかという論点を口実にした「ローカルアベノミクス」として打ち出されることになった。アベノミクスの経済政策が行き詰まる中で、「あらたな成長戦略として打ち出されたのが『ローカルアベノミクス』としての地方創生なのである」（其田茂樹氏「地方創生は政策目的か」、自治総研2015年5月）。

今後、地方自治体は2015年度中に国の方針に沿って「地方版総合戦略」を策定し「従来の縦割りの事業を超えた」新型交付金を実施する段階に入る。すでに京丹後市では「まち・ひと・しごと創生アクションプラン」が策定され、「社会的孤立者等の居場所及び就労支援拠点整備」（旧保育施設を整備し、就労困難者、経済的困窮者・生活保護受給者等の社会的孤立者の活動拠点（日中活動・社会参加・就労支援）として活用するとともに、居場所機能や地域との交流により、仲間作りや多世代交流を進める）が事業化されワーカーズコープに委託、6月より事業を開始している。今後、「地方創生」の本質を理解しつつ、自治体の総合戦略の現状と内容をつかみ、生活困窮者支援制度ではカバーできない社会的孤立の克服や仕事おこし等をテーマに、真の地域再生

に向けた提案を行っていく。

地方創生の一方で、雲南市、伊賀市、名張市、朝来市の4市の呼びかけにより「小規模多機能自治推進ネットワーク」が2105年2月に設立され活動が展開されている。このネットワークは、「小規模多機能自治（自治会、町内会、区などの基礎的コミュニティの範囲より広範囲の概ね小学校区などの範囲において、その区域内に住み、又は活動する個人、地縁型・属性型・目的型などのあらゆる団体等により構成された地域共同体が、地域実情及び地域課題に応じて住民の福祉を増進するための取組を行う）の推進及び諸課題の解決に寄与することを目的」として、現在160を超える自治体が参加、労協連も5月に加盟、交流を開始している。現在、ネットワークでは小規模多機能自治組織（地域運営組織）の法人格取得にあたって、課題を共有する4市で新しい法人格が必要と「スーパーコミュニティ法人」を、①自治体内分権（自治基本条例での位置付け）を前提に「住民による自治」を担う法人、②公共的な地域活動、経済活動を分野横断的に統合型で運営できる法人、③根拠法に規定された条例に基づき、市長が認定することで地域代表制を獲得する法人、④住民による自律性を尊重できる法人、として設計。ネットワーク事務局を担う雲南市との協議を重ね、7月5日には「コミュニティ政策学会」の分科会で、「協同労働の協同組合法」（法制化市民会議

案)と「小規模多機能自治との比較」(雲南市)について意見交換を行ってきた。雲南市からは「協同組合なので親和性は非常に高い」として、共通点は、「分野横断性」「地域課題の解決」「参画協働型」「一人一票性」「民主制が前提」「マルチステークホルダー型」。相違点は、「志縁性」、「入り口が労働」

→自治体内分権、地域代表的性格を出発点としていないと評価。

今後とも、協同労働の法制化の今日的意義を確認しながら、小規模多機能自治推進ネットワークが必要とする法人格のあり方、地域運営組織の自治のあり方などについて、意見交換・交流を重ねていく。